

アートプラザの指定管理に関する基本協定書（案）

大分市教育委員会と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、アートプラザ（以下「本施設」という。）の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、大分市教育委員会及び指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 大分市教育委員会及び指定管理者は、本施設の管理に関して大分市教育委員会が指定管理者の指定を行う意義は、本施設が市民の利用に供する公の施設であることを前提として、指定管理者の能力を活用しつつ、市民サービスを向上させ、もって本施設の効果的な運営を図ることにあることを確認する。

（関係法令の遵守等）

第 3 条 指定管理者は、本業務等の実施に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 大分市教育委員会及び指定管理者は、相互に協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 4 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本業務等 本業務及び自主事業をいう。
- (2) 本業務 アートプラザ条例（平成 9 年大分市条例第 26 号）に定められた施設の設置目的の範囲内で、「アートプラザ指定管理者管理運営仕様書」において指定管理者が行う業務の範囲として定められた業務をいう。
- (3) 自主事業 本業務以外の業務であって、指定管理者からの自主的な提案により行う業務をいう。
- (4) 事業計画書 指定管理者が大分市教育委員会に提出する管理運営事業計画書、

収支予算書及び年度事業計画書をいう。

- (5) 法令 法律、政令及び省令並びに本市の条例及び規則をいう。
- (6) 指定管理料 大分市教育委員会が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価等をいう。
- (7) 利用料金 管理施設の利用の対価として支払われる施設利用料をいう。
- (8) 仕様書 アートプラザ指定管理者管理運営仕様書及びその添付資料並びにこれらに対する質問回答をいう。
- (9) 募集要項 アートプラザ指定管理者募集要項及びその添付資料並びにこれらに対する質問回答をいう。
- (10) 年度協定 本協定に基づき、大分市教育委員会と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。
- (11) 不可抗力 天災地変、人災その他大分市教育委員会及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。

(管理物件)

第 5 条 本業務等の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設及び管理物品とする。

- 2 管理施設及び管理物品は、別紙 1 のとおりとする。
- 3 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理物件を他の目的に使用し、又はその形状、形質等を変更してはならない。ただし、大分市教育委員会の許可を得たときは、この限りでない。

(指定期間等)

第 6 条 指定管理者の指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

- 2 本業務等に係る事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 3 指定管理者は、本業務等に係る経理を、指定管理者が行う他の事業と区分し、独立した経理を行わなければならない。

(代表構成員の地位)

第 7 条 指定管理者の代表構成員は、指定管理者を代表し、大分市教育委員会との折衝並びに指定管理料の請求及び受領を行うものとする。

(各構成員の責任)

第 8 条 指定管理者の代表構成員及びその他の構成員は、本協定の規定に基づき指定管理者が負担する一切の債務の履行に対し、連帯して責任を負うものとする。

(重要事項の変更の届出)

第9条 指定管理者の代表構成員及びその他の構成員は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を大分市教育委員会に届け出なければならない。

(指定期間中における構成員の変更の禁止)

第10条 指定管理者の代表構成員及びその他の構成員は、本協定に基づき生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、事前に大分市教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指定管理者の代表構成員及びその他の構成員は、指定期間中において、大分市教育委員会並びに当該者以外の指定管理者の代表構成員及びその他の構成員の承認を得なければ、指定管理者から脱退してはならない。

3 前項の規定により脱退した者がある場合又は指定管理者の代表構成員若しくはその他の構成員のうちいずれかが倒産し、若しくは解散した場合は、残存する指定管理者の代表構成員又はその他の構成員が共同連帯して本業務を遂行し、又は大分市教育委員会の承認を得て新たな構成員を加えなければならない。

第2章 本業務等の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) 管理物件の維持管理に関する業務
- (4) 管理施設の利用促進及び芸術文化の振興を図る業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大分市教育委員会又は指定管理者が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書及び募集要項に定めるとおりとする。

3 指定管理者は、第1項第1号に規定する使用許可に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準について、あらかじめ書面により大分市教育委員会の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、第1項第1号の業務に関して、大分市暴力団排除条例(平成23年大分市条例第19号。以下「暴排条例」という。)第7条の規定に基づき、当該施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団を利することとなる

と認めるときは、当該施設の使用の許可若しくは承認をせず、又は既にした使用の許可若しくは承認の取消しその他の利用の制限に関する処分を行うことができる。

（自主事業の範囲）

第 12 条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、大分市教育委員会に対して事業計画書を提出し、事前に大分市教育委員会の承認を得なければならない。この場合において、大分市教育委員会及び指定管理者は、必要に応じて協議を行うものとする。

（大分市教育委員会が行う業務の範囲）

第 13 条 次に掲げる業務については、大分市教育委員会が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の目的外使用許可
- (2) 3 階磯崎新建築展示室及び 2 階 60 年代ホール並びに 1 階収蔵庫に係る展示替え等の業務
- (3) 第 19 条第 2 項ただし書に定める管理物件の大規模な修繕等

（業務実施条件）

第 14 条 指定管理者が本業務を実施するに当たり満たさなければならない条件は、仕様書及び募集要項に定めるとおりとする。

- 2 指定管理者が自主事業を実施するに当たっては、大分市教育委員会及び指定管理者の協議の上、別途の自主事業の実施条件等を定めることができる。

（業務の範囲及び業務実施条件の変更）

第 15 条 大分市教育委員会又は指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 11 条に規定する本業務の範囲、第 12 条に規定する自主事業の範囲及び前条に規定する業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 大分市教育委員会又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務等の範囲又は業務実施条件の変更については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務等の実施

（本業務等の実施）

- 第16条 指定管理者は、本協定、年度協定及び関係法令のほか、募集要項、仕様書及び事業計画書に従って本業務等を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項、仕様書及び事業計画書の間に疑義が生じたときは、本協定、募集要項、仕様書、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において募集要項及び仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

（開業準備）

- 第17条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務等の実施に関し必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、必要と認める場合は、指定開始日に先立ち、大分市教育委員会に対して管理施設の視察を申し出ることができる。

（第三者による実施）

- 第18条 指定管理者は、本業務等の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、大分市教育委員会があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができる。また、指定管理者から再委託を受けた第三者がさらに他業者へ委託（再々委託）する場合も、あらかじめ書面により本市教育委員会の承認を得なければならない。
- 2 指定管理者は、前項ただし書の規定により本業務等の一部を委託した場合において、その相手方を変更しようとするときは、あらかじめ書面により大分市教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者が第1項ただし書の規定により本業務等の一部を第三者に委託した場合は、全て指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務等に関して指定管理者が委託した第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。
- 4 指定管理者が第1項ただし書の規定により本業務等の一部を第三者に委託した場合において、委託先の役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴排条例第6条第1号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当することを知ったときは、直ちに大分市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（管理物件の修繕等）

第 19 条 指定管理者は、修繕その他管理物件の原状を変更しようとするときは、書面により大分市教育委員会の承認を得なければならない。但し、災害その他非常事態が発生したときは、事前若しくは事後に書面により大分市教育委員会の承認を得るものとする。

- 2 管理物件の修繕等に係る経費は、指定管理者の負担とする。ただし、管理物件の原状を大幅に変更しようとする場合や、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えると大分市教育委員会が認める修繕等（指定管理者の管理瑕疵によるものを除く。）については、大分市教育委員会が予算の範囲内でこれを行うよう要求することができる。

（安全管理等）

第 20 条 指定管理者は、本業務等における安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアル（以下「安全管理マニュアル」という。）を作成して従事者に周知徹底を図り、その対策に万全を期さなければならない。

- 2 指定管理者は、指定期間中において、本業務等の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに安全管理マニュアルに基づき必要な措置を講ずるとともに、大分市教育委員会その他の関係者に対し緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。
- 3 事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は、必要に応じて大分市教育委員会に協力を求め、当該緊急事態に対応するものとする。

（個人情報の保護等）

第 21 条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報のうち、同法第 66 条第 2 項第 2 号に規定する公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務における個人情報の取扱いについて、アートプラザ指定管理者の保有する個人情報の安全管理のための措置に関する規程を定め、遵守しなければならない。

- 2 個人情報と同時に大分市教育委員会の保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。）に該当する場合において、同法第 76 条に規定する開示請求について、当該個人情報の本人又は代理人から請求があったときは、指定管理者は、当該個人情報の本人又は代理人に対し、大分市教育委員会に開示請求する旨を教示するものとし、本人の同意を得た上で個人情報を大分市教育委員会に提供するなど開示請求の手續に協力しなければならない。

また、同法第 90 条に規定する訂正請求及び第 98 条に規定する利用停止請求についても同様とする。

- 3 指定管理者が、個人情報保護法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者である場合、前二項を除く個人情報（自主事業における個人情報を含む。）の取扱いについて、個人情報保護法第 4 章の規定を遵守しなければならない。

（情報公開）

- 第 22 条 指定管理者は、本業務等の実施状況及び本業務等に係る経理の状況等について、前条に定める個人情報の保護に十分留意しつつ、大分市教育委員会の求めに応じて情報公開に努めなければならない。

（障がい者への適切な対応）

- 第 23 条 指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨及び大分市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

（従事者研修）

- 第 24 条 指定管理者は、本業務等に従事する者に対し、安全管理、個人情報の保護、人権・同和教育、その他本事業等の実施に関し必要な研修を定期及び随時において行わなければならない。

第 4 章 備品等の取扱い

（大分市教育委員会による備品等の貸与）

- 第 25 条 大分市教育委員会は、別紙 1 に定める備品等のうちⅠ種のもの（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）及びⅡ種のもの（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を無償で指定管理者に貸与するものとする。
- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、大分市教育委員会は、指定管理者と協議の上、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、大分市教育委員会に対してこれを弁償し、又は大分市教育委員会の承認を得て、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第 26 条 指定管理者は、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、大分市教育委員会と協議の上、自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達しなければならない。

2 指定管理者は、備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）のほか、指定管理者の任意による備品等（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）を購入し、又は調達することができる。

第 5 章 業務実施に係る教育委員会の確認事項

(年度事業計画書)

第 27 条 指定管理者は、毎年度、大分市教育委員会が指定する期日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した年度事業計画書を大分市教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理運営の体制及び本業務等の内容
- (2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (3) その他大分市教育委員会が必要と認める事項

2 大分市教育委員会は、前項の年度事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示等を行うことができる。

3 指定管理者は、年度事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ書面により大分市教育委員会の承認を得なければならない。

(業務報告書等)

第 28 条 指定管理者は、本業務等の実施及びその実施に係る経理の状況に関する書類を常に整備するとともに、毎年度及び毎月、本業務等に関し、大分市教育委員会が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した業務報告書を大分市教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 従事者研修の実施状況に関する事項
- (6) その他大分市教育委員会が指示する事項

2 指定管理者は毎年度の決算後速やかに、大分市教育委員会に対し、その財務諸表を提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、大分市教育委員会が第 49 条から第 51 条までの規定に基づき、年度途中において指定管理者の指定を取り消した場合は、当該指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度における当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、利用者等から本業務等の実施状況に関する意見を聴取するとともに、当該意見に基づき定期的に自己評価を行い、その結果を大分市教育委員会に報告しなければならない。

(モニタリング等)

- 第 29 条 大分市教育委員会は、前条の規定により指定管理者が提出した業務報告書等に基づき、指定管理者が行う本業務等の実施状況及び管理物件の管理状況の確認を行うものとする。
- 2 大分市教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の規定により指定管理者が提出した業務報告書等の内容又はこれらに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。
 - 3 大分市教育委員会は、前 2 項に規定する確認等のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認するため、随時、管理物件に立ち入ることができる。
 - 4 指定管理者は、大分市教育委員会から前項の規定による立入りの申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(大分市教育委員会による業務の改善指示等)

- 第 30 条 前条の規定による確認等の結果、指定管理者による本業務等の実施が募集要項、仕様書及び事業計画書等を満たしていない場合は、大分市教育委員会は、指定管理者に対して本業務等の改善の指示等を行うものとする。
- 2 指定管理者は、前項に定める指示等を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払)

- 第 31 条 大分市教育委員会は、本業務の実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を、予算の範囲内で毎年度支払うものとする。
- 2 前項の指定管理料の詳細については、別途、年度協定において定めるものとする。
 - 3 大分市教育委員会は、前項の年度協定に基づき、指定管理者に指定管理料を毎月支払うものとし、その支払は、指定管理者の請求に基づき行うものとする。

(指定管理料の変更)

- 第 32 条 大分市教育委員会又は指定管理者は、指定期間中に指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合は、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる。
- 2 大分市教育委員会又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 指定管理料の変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

- 第 33 条 指定管理者は、アートプラザ条例（平成 9 年大分市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定により本施設に係る利用料金（指定管理者が行った使用許可に係るものに限る。）を指定管理者の収入として収受することができる。
- 2 利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料の範囲内でこれを定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、あらかじめ書面により大分市教育委員会の承認を得なければならない。
- 3 利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ書面により大分市教育委員会の承認を得た上で行うものとする。
- 4 大分市教育委員会は、電子情報処理組織を用いて管理施設の利用者から大分市の口座に振り込まれた利用料金に相当する額を指定管理者に支払うものとする。

第 7 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

- 第 34 条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を大分市教育委員会に賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

- 第 35 条 指定管理者は、本業務等の実施において、第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が大分市教育委員会の責めに帰すべき事由又は大分市教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。
- 2 大分市教育委員会は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合は、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。この場合において、大分市教育委員会が求償した場合には、指定管理者は当該求償に応じなければならない。

(保険)

第 36 条 本業務等の実施に当たり、大分市教育委員会が付保しなければならない保険は、火災保険（建物総合損害共済・全国市有物件災害共済会）とする。なお、保険の対象物件については、大分市が別に定める基準に基づき加入するものとする。

2 本業務等の実施に当たり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 第三者賠償保険

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 37 条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害等が発生した場合は、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により大分市教育委員会に通知するものとする。

2 大分市教育委員会は、前項の規定による通知があった場合は、損害状況等の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して大分市教育委員会に損害等が発生した場合は、当該費用の負担について、大分市教育委員会及び指定管理者が協議して定めるものとする。

(不可抗力による本業務等の実施の免除)

第 38 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務等の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、指定管理者は大分市教育委員会との協議に基づき、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れることができる。

2 指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合は、大分市教育委員会は指定管理者との協議の上、指定管理者が当該本業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる。

(責任分担)

第 39 条 前条までに定める大分市教育委員会及び指定管理者の責任分担その他本業務等の実施に関する大分市教育委員会及び指定管理者の責任分担については、別紙 2 のとおりとする。

2 前項の責任分担のうち、第三者が責めを負う損害について、その責めを負う第三者が特定できる場合は、指定管理者は当該第三者と損害賠償等について交渉に当たるもの

とし、第三者が特定できない場合又は第三者が損害賠償等に応じない場合は、大分市教育委員会及び指定管理者の協議によるものとする。

第 8 章 災害時の対応に関する事項

（避難所等の開設）

第 40 条 指定管理者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、大分市が本施設を避難場所、避難所、物資の配送拠点、その他市が指定する用途（以下「避難所等」という。）とし使用する場合は、大分市教育委員会の指示に従い避難所等を開設するものとする。

（自主避難者への対応）

第 41 条 指定管理者は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合は、速やかに大分市教育委員会へ報告するものとする。

（避難所等の運営への協力）

第 42 条 指定管理者は大分市が本施設を避難所等として使用する場合は、大分市教育委員会と協議のうえ、避難所等の運営に協力するものとする。

（業務内容等の報告）

第 43 条 指定管理者は、災害対応業務の内容及び費用について、大分市教育委員会に書面をもって適宜報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 44 条 指定管理者は、災害対応業務で扱う個人情報については、当該業務に必要な範囲で利用等するものとし、本協定の第 21 条の規定に則した取扱いを行うものとする。

（費用の負担）

第 45 条 災害対応業務により発生した費用は、大分市教育委員会が負担することを原則として、協議により決定するものとする。

なお、協議においては、災害対応業務等に伴い不要となった費用等についても考慮することとする。

第9章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第46条 指定管理者は、本協定の期間満了に際し、大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 大分市教育委員会は、必要と認める場合は本協定の期間満了に先立ち、指定管理者に対して大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者による管理物件の視察を申し出ることができる。

3 指定管理者は、大分市教育委員会から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

（原状回復義務）

第47条 指定管理者は、本協定の期間満了時に、指定開始日を基準として、管理物件を指定管理者の負担において原状に回復し、大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大分市教育委員会が認める場合は、指定管理者は、管理物件の原状回復を行わずに、別途大分市教育委員会が指定する状態で大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者に対して管理物件を引き渡すことができる。

（備品等の引継ぎ）

第48条 本協定の期間満了に際し、備品等の引継ぎ等については、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）については、指定管理者は、大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等（Ⅲ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去等を行うものとする。ただし、大分市教育委員会と指定管理者の協議において両者が合意した場合は、指定管理者は、大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する者に対してこれを引き継ぐことができる。

（利用料金の引継ぎ）

第49条 利用料金は、当該利用金に係る施設利用の日が指定管理者の指定期間内であるものに限り指定管理者の収入とする。

2 指定期間の終了後、又は指定の取り消し後、指定管理者は、前納された利用料金で前項の規定により指定管理者の収入にならないものについて、その相当額を、大分市教育委員会又は大分市教育委員会が指定する指定管理者に支払うものとする。

第 10 章 指定の取消し等

(大分市教育委員会による指定の取消し等)

第 50 条 大分市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が本協定、関係法令等に違反する等不正行為を行ったとき。
 - (2) 指定管理者が大分市教育委員会に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 指定管理者が応募資格要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 指定管理者が経営状況の悪化等により、本業務等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき。
 - (5) 指定管理者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。
 - (6) その他大分市教育委員会が必要と認めるとき。
- 2 大分市教育委員会は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、事前にその旨を指定管理者に通知した上で、次の事項について聴聞等を行うものとする。
- (1) 指定の取消し等の理由
 - (2) 指定の取消し等の要否
 - (3) 指定管理者による改善策の提示及び指定の取消し等までの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項

3 大分市教育委員会は、前 2 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、大分市教育委員会に損害等が生じた場合は、指定管理者は大分市教育委員会にその損害を賠償しなければならない。

4 前項の場合において、指定管理者に損害等が生じても、大分市教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第 51 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大分市教育委員会に対して指定の取消しを申し出ることができる。

- (1) 大分市教育委員会が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) その他指定管理者が必要と認めるとき。
- 2 大分市教育委員会は、前項の申出を受けた場合は、指定管理者との協議を経てその

措置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し等）

第 52 条 大分市教育委員会又は指定管理者は、不可抗力の発生により本業務等の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消し等の協議を求めることができる。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、大分市教育委員会は指定の取消し等を行うものとする。

3 前項の規定による取消し等により発生する損害等の負担については、大分市教育委員会及び指定管理者が協議して決定するものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第 53 条 第 46 条から第 49 条までの規定は、前 3 条の規定により指定が取り消された場合について準用する。

第 11 章 その他

（権利又は義務の譲渡の禁止）

第 54 条 指定管理者は、本協定に基づき生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、事前に大分市教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

（本業務等の実施に係る指定管理者の口座）

第 55 条 指定管理者は、本業務等の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務等に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

（請求、通知等の様式等）

第 56 条 本協定に関する大分市教育委員会及び指定管理者の間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

（協定の変更）

第 57 条 本業務等に関し、本業務等の前提条件若しくはその内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、大分市教育委員会及び指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

(疑義についての協議)

第 58 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、大分市教育委員会及び指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 59 条 本協定に関する紛争は、大分地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、大分市教育委員会及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

大分市教育委員会

所在地 大分市荷揚町 2 番 31 号

名 称 大分市教育委員会

代表者 教育長



指定管理者

所在地 ○○

名 称 ○○

代表者 ○○



別紙 1 管理物件

1 管理施設（※詳細については、財産台帳を参照のこと。）

- (1) アートプラザ
- (2) 敷地内の外構及び植栽
- (3) その他施設

2 管理物品（※詳細については、備品台帳を参照のこと。）

(1) 備品等（Ⅰ種）

種 類（備品番号）	数 量	備 考
物品戸棚 (0089132)	1	2階東側備付
保管庫 (0089140～3)	4	2階研修室収納庫
カウンター (0089164)	1	2階受付机兼レジ台
送受信機 (0089301)	1	ワイヤレス受信機
送受信機 (0089302～3)	2	ワイヤレスアンテナ
増幅機 (0089304)	1	アンプ

(2) 備品等（Ⅱ種）

種 類（備品番号）	数 量	備 考
マイク (0200824 ～ 5、0089314・0089316)	4	ワイヤレスマイクロフォン ワイヤードマイクロフォン
ステレオ (020826)	1	ポータブル式
演壇机 (0088565)	1	折りたたみ式講演台
応接机 (0088566)	1	応接テーブル
片袖机 (0088567～574)	8	
会議用机 (0088575～689)	1 1 5	
平机 (0088690～692)	3	
両袖机 (0088693)	1	
応接椅子 (0088694～695)	2	
折りたたみ椅子	3 9 7	

(0088696～0089092)		
種 類 (備品番号)	数 量	備 考
回転椅子 (0089093～9102)	1 0	
背帳並椅子 (0089103～118)	1 6	スタッキングチェアー
ソファ (0089119)	1	
更衣戸棚 (0089120～128、0089130)	1 0	ロッカー
コインロッカー (0089129)	1	
食器戸棚 (0089131)	1	ビジネスキッチン
保管庫 (0089133～139、0089144・145)	9	キャビネット・引き違い保管庫・塗装作業用キャビネット・保管庫
ラック (0089146)	1	絵画作品乾燥棚
金庫 (0089147／89152)	2	
整理箱 (0089148～151)	4	
ファイリングキャビネット (0089153～157)	5	
演台 (0089162)	1	デリカステージ
カウンター (0089163)	1	
工作台 (0089165～174)	1 0	プレス台、工作台、作業台
三角台 (0089175～6)	2	ヤゲン台
浮出プレス (0089178～9)	2	プレス機
裁断機 (0089180)	1	ペーパーカッター
ワープロ (0089181)	1	ワードプロセッサ
湿度計 (0089182～184)	3	自記温湿度計
ノギス (0089185)	1	デジタルノギス
照度計 (0089186)	1	
映写幕 (0089187)	1	スクリーン
交換レンズ (0089188)	1	ズームレンズ
写真機 (0089189)	1	カメラ
傘立 (0089190～193)	4	
掲示板 (0089194～207)	1 4	サインスタンド
黒板 (0089208～210)	3	行事予定表・黒板・回転黒板
雑誌立 (0089211～212)	2	パンフレットスタンド
新聞掛 (0089213)	1	

スモークスタンド (0089214～223)	10	
種 類 (備品番号)	数 量	備 考
掃除機 (0089224)	1	マルチクリーナー
衝立 (0089225～227)	3	クロススクリーン
電話台 (0089228～234)	7	テレテーブル
キャリーカー (0089259～261)	3	手押車
車椅子 (0089262・263)	2	
糸鋸盤 (0089264)	1	
角のみ盤 (0089265)	1	ハンドルーター
鉋盤 (0089266)	1	自動一面かんな盤
研磨機 (0089267)	1	ベルトサンダー
切断機 (0089268)	1	ジグソー
のこぎり盤 (0089269～270)	2	テーブルソー・ミニテーブルソー
鋸 (0089271)	1	チップソー
バイス (0089272)	1	クイックグリップバイス
ハンドドリル (0089273～275)	3	ハンマードリル・バッテリードライバードリル・電気ドリル
スピーカー (0089276～279)	4	拡声器
コンバーター (0089280)	1	スキャンコンバータ
照明ライト (0089281～300)	20	照明器具・LED 高演色
テレビ・ビデオプロジェクター (0506441)	1	液晶タイプ
テレビ (0089306・308)	2	ビデオ用
テレビ台 (0089309)	1	テレビジョン受像器台
テープレコーダー (0089310・311)	2	カセットデッキ・テープレコーダー
電熱器 (0089312)	1	ウォーマー
マイクスタンド (0089317・318)	2	
ビデオテープレコーダー (0089319)	1	BSビデオ
ミキサー (0089320・321)	2	ミキサー・ハウリングサプレッサー
資料提示卓 (0089322)	1	OHC (資料提示装置)

コントロール卓 (0089323・324)	2	AV ラック・パッチ板
種 類 (備品番号)	数 量	備 考
脚立 (0089325～328)	4	
スタンドパイプ (008329～332)	4	パーテーションスタンド
椅子・机収納車 (0089333～345)	13	机・椅子専用台車
カセットテーププリンター (0089346)	1	テプラ
スライド (0089347)	1	
展示パネル (0089348～353)	6	
アンダーラック (1～10)	10	デスクアンダーラック
キャビネット (11～12)	2	
ラック (13)	1	
ビジネスキッチン (14)	1	
組み立て棚 (15～20/25・26)	8	
折りたたみ椅子 (22・161)	2	
手押し車 (24)	1	
マイクスタンド (27・28)	2	卓上マイクスタンド含む
円卓 (29・30)	2	
椅子 (31～38)	8	
受付机 (39)	1	
展示用棚 (40)	1	
テレビ (41)	1	
ビデオ (42、61・62)	3	
テレビ台 (43)	1	
ロッカー (44)	1	
衝立 (45・46、48～50、157・158)	7	クロススクリーン
片袖机 (51～53)	3	
事務椅子 (54～56)	3	
物置台 (57)	1	
4分割モニターテレビユニット (58)	1	
モニターテレビ (59・60)	2	
受付机 (63)	1	

案内板 (64～108、137～153)	6 2	
種 類 (備品番号)	数 量	備 考
パーティションスタンド (109～127)	1 9	
パーティションロープ (128～136)	9	
ゴミ箱 (154～156)	3	
書類収納箱 (159)	1	
ファクシミリ (162)	1	
回転椅子 (163)	1	
除湿機 (164・165)	2	
加湿器 (166・167)	2	
シュレッダー (168)	1	
連刊画文集「百二十の見えな い都市」 (0088038)	1	

別紙2

責任分担表

管理運営に関する責任分担

(◎：原則として責任がある。 ○：一部責任を負う場合がある。)

項 目	大分市教育委員会	指定管理者
事業運営に影響のある法令の変更		◎
資金調達		◎
物価（指定後のインフレ、デフレ）(※)	○	◎
金利の変動		◎
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
大分市教育委員会の責任による業務の中止等	◎	
指定管理者の責任による業務の中止等		◎
指定管理者の事業放棄、破綻		◎
申請費用の負担		◎
施設運営の引継ぎコストの負担		◎
施設競合による利用者減、収入減		◎
当初の需要見込みと異なる状況		◎
大分市教育委員会以外の要因による運営費の増加		◎
大分市教育委員会の協定内容の不履行	◎	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		◎
要求水準の不適合		◎
管理運営		◎
機械設備の保守点検（法定を含む。）		◎
備品の購入及び管理	○	◎
必要な消耗品の購入		◎
不可抗力による管理物件の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の管理物件の修繕等	◎ (1 件 50 万円超)	◎ (1 件 50 万円以内)
施設の法的管理（利用許可・目的外使用許可）	◎ (目的外使用許可)	◎ (利用許可)
苦情対応	○	◎

事故対応	○	◎
災害時対応	○（指示等）	◎
災害復旧	◎	○
包括的管理責任	◎	
利用者に係る賠償責任保険の加入	○	◎
火災保険の加入	◎	
施設の管理瑕疵により損害が生じたとき		◎
施設の設置瑕疵により損害が生じたとき	◎	

※ 賃金水準の変動については、大分市指定管理者制度に関する新指針における14 管理運営(2) 指定管理料等への反映②賃金水準の変動への対応の規定による。

備 考

- ※ 上記に含まれない事項は、大分市教育委員会と指定管理者との間の協議によるものとします。
- ※ 第三者の責めに帰すべき事由による損傷で、その第三者が特定できる場合における損害回復等についての交渉は、指定管理者が行うものとします。
- ※ 指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、大分市教育委員会が損害を賠償したときは、大分市教育委員会は指定管理者に求償権を有するものとします。

＜協定書に添付する資料＞

大分市教育委員会の作成するアートプラザ指定管理者募集要項
 大分市教育委員会の作成するアートプラザ指定管理者管理運営仕様書
 指定管理者の作成するアートプラザ指定管理者管理運営事業計画書
 指定管理者の作成するアートプラザ指定管理者収支予算書